

経理規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社キズキ(以下「会社」という。)の経理に関する基準を定め、会計に関する取引を、正確かつ迅速に処理し、会社の財政状態および経営成績に関し、真実な報告を行うとともに、経営活動の計数的統制とその能率的運営のための資料を提供することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 会社の経理処理、決算、税務申告、予算の編成および実施の基準は、この規程に定めるところによる。この規程によりがたい場合またはこの規程に定めのない重要事項については、「企業会計原則」に代表される一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行および経理担当取締役の指示に従うものとする。

(会計年度)

第3条 会社の会計年度は、定款の定める事業年度に従い、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(会計単位)

第4条 当社の会計処理は、すべて本社で集中して管理する。ただし、日々発生する会計取引は、原則として発生した部署で伝票をおこし処理する。

(経理責任者)

第5条 経理責任者は、本社においては経理財務部長、各事業部においては事業部長とし、それぞれの経理業務全般について責任を負う。また、会社の総括経理責任者は経理担当取締役とする。

2. 経理責任者は会計帳簿、決算財務諸表などを作成するにあたり、コンピュータの処理についても責任を負う。

(経理担当者)

第6条 経理事務は、職制の定めるところにより、本社または支社の経理担当者が遂行する。

(出納責任者)

第7条 出納責任者は、本社においては経理財務部長、各事業部においては事業部長とする。

(会計帳簿等の保存期間)

第8条 会社帳簿の保存は、本社経理部にて行うものとし、その保存期間は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1) 主要簿(仕訳帳・総勘定元帳) | 10年 |
| (2) 補助簿(補助記入帳・補助元帳) | 10年 |
| (3) 支払に関する帳票ならびに領収証、その他証憑 | 10年 |
| (4) その他の取引に関する証憑 | 7年 |
| (5) 前記内容を記録したコンピュータ記録媒体 | 10年 |
| (6) 主要決算書類 | 10年 |

1. 前項に定める保存期間の起算日は翌期首とする。
2. 保存期間を経過したのちも、これらを廃棄する時は、経理部長の承認を得なければならない。

(機密の保持)

第9条 経理業務に関与する者は、会社の機密に属する事項をほかに漏えいしてはならない。

2. 決算数値等の重要な経理情報を社外に公表するときは、取締役の過半数の承認を得なければならない。
3. 経理情報を他人(会社内を含む。)に提供するときは、すべて経理部長の事前許可を得なければならない。

(金融機関との取引)

第10条 金融機関との取引の開始および廃止については、取締役の過半数での協議にもとづく社長の承認を必要とし、取引は社長名義をもって行う。

(貸付および保証行為)

第11条 貸付および保証行為は、部門長の申請により、取締役の過半数を経て、社長の承認を得るものとする。

(投資)

第12条 重要な設備、有価証券および出資証券などの取得、売却その他の処理は、部門長の申請により取締役の協議を経て、社長の承認を得るものとする。

(担保の提供)

第13条 資金の借入、第三者の債務の担保などのため、会社の財産を金融機関等に担保として差し入れる場合は、取締役の協議を経て社長の承認を得るものとする。

(会計処理の原則)

第14条 会社の資産、負債および純資産に影響をおよぼす取引は、正規の簿記原則を遵守して適正な勘定科目に仕訳し、整然かつ明瞭に会計帳簿に整理、記録されなければならない。

(重要な会計方針)

第15条 重要な会計取引に関する処理方針は、次のとおりとする。なお、この規程(細則を含む。)に定めのない会計方針は、経理担当取締役が定める。

- (1) 有形固定資産の減価償却の方法および耐用年数
定率法。ただし、建物については定額法。
耐用年数は法人税法の規定を準用する。

- (2) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金ほかの金銭債権の貸倒れによる損失に備えて、これらの金銭債権を次のように区分しそれぞれ次の基準で計上する。

区分

区分	引当金計上金額
一般債権	過去3年間の貸倒れ実績率にもとづいて計算した金額
貸倒懸念債権	回収不能見込み額
破産、再生、更生債権等	債権の全額

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当会計期間が負担すべき額を計上する。

- (3) 収益および費用の計上基準

売 上.....サービスが完了した日(役務提供完了基準)

費 用.....仕入原価が発生した時点

- (4) 消費税等の会計処理方法.....税抜き方式

(決算)

第16条 決算は、会計年度における経営活動の成果を計算するとともに、期末における財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算整理)

- 第17条 経理部長は、決算にあたって、期末在庫の確定や諸引当金の確定計算等の日々の会計処理で処理されていない決算整理事項を再点検して、決算数値を確定させなければならない。
2. 関係各部署の責任者は、決算のための作業、情報の提供など経理部長の依頼に応じなければならない。

(減損会計)

第18条 固定資産の貸借対照表計上額は、この規程および関係法令に従うほか、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用して決定する。

(四半期決算および期末決算)

第19条 経理部長は、月次決算および期末決算を行う。

(決算報告)

第20条 経理部長は、月次、および期末の決算諸表を取りまとめ、社長に提出し、取締役過半数の承認を得る。

(決算書類)

第21条 月次決算および期末決算において作成する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 月次決算
 - 1 貸借対照表
 - 2 損益計算書
 - 3 キャッシュフロー計算書
 - 4 推移表
 - 5 その他とくに経理担当取締役が必要と認めた書類
- (2) 期末決算
 - 1 貸借対照表
 - 2 損益計算書
 - 3 販売費及び一般管理費内訳書
 - 4 株主資本等変動計算書
 - 5 個別注記表
 - 6 確定申告の税額計算書報告書
 - 7 次期中間申告税額の試算表
 - 8 その他経理担当取締役が必要と認めた書類
- (3) その他法定提出書類
 - 1 法人税申告書および地方税申告書は、決算日の翌日から2か月以内に、所轄官庁に提出する。
 - 2 消費税申告書は、決算日の翌日から2か月以内に提出する。

(貸借対照表の記載方法)

第22条 貸借対照表は、資産の部、負債の部および純資産の部に区分してそれぞれの合計額を示し、各部はさらに次のように区分し、各部はその性質を示す適当な名称を付した項目に細分する。

- (1) 資産の部
 - 流動資産
 - 固定資産
 - 有形固定資産
 - 無形固定資産
 - 投資その他の資産
 - 繰延資産
- (2) 負債の部
 - 流動負債

- 固定負債
- (引当金)
- (3) 純資産の部
- 株主資本
 - 資本金
 - 新株式申込証拠金
 - 資本剰余金
 - 資本準備金
 - その他資本剰余金
 - 利益剰余金
 - 利益準備金
 - その他利益剰余金
 - ××積立金
 - 繰越利益剰余金
 - 自己株式
 - 自己株式申込証拠金
- 評価・換算差額等
 - その他有価証券評価差額金
 - 繰延ヘッジ損益
 - 土地再評価差額金
- 新株予約権

(損益計算書の記載方法)

第23条 損益計算書は、売上高、売上原価、販売費および一般管理費、営業外収益、営業外費用、特別利益、特別損失に区分し、それぞれ収益または費用、損失の性質を示す適当な名称を付した項目に細分して表示する。

- (1) 売上高
- (2) 売上原価
 - 売上総利益金額または売上総損失金額
- (3) 販売費および一般管理費
 - 営業利益金額または営業損失金額
- (4) 営業外収益
- (5) 営業外費用
 - 経常利益金額または経常損失金額
- (6) 特別利益
 - 固定資産売却益
 - 前期損益修正益
 - その他
- (7) 特別損失
 - 固定資産売却損
 - 減損損失
 - 災害による損失
 - 前期損益修正損
 - その他
- (8) 税引前当期純利益金額または税引前当期純損失金額
 - 当事業年度に係る法人税等
 - 法人税等調整額
- (9) 当期純利益金額または当期純損失金額

(株主資本等変動計算書の記載方法)

第24条 株主資本等変動計算書は次の項目に区分し、それぞれは適当な名称を付した項目に細分して表示する。また、それぞれに当期首残高、当期変動額、当期末残高を明らかにし、当期変動額においては各変動事由ごとに明らかにする。

- (1) 株主資本
 - 資本金
 - 新株式申込証拠金
 - 資本剰余金
 - 資本準備金
 - その他資本剰余金
 - 利益剰余金
 - 利益準備金
 - その他利益剰余金
 - 自己株式
 - 自己株式申込証拠金
- (2) 評価・換算差額等
 - その他有価証券評価差額金
 - 繰延ヘッジ損益
 - 土地再評価差額金
 - 為替換算調整勘定
 - 退職給付に係る調整累計額
- (3) 新株予約権

(個別注記表)

第25条 個別注記表には次に対応する事項を記載する。

- (1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(規程の改正)

第26条 この規程の改正は、経理担当取締役の上申にもとづき、取締役過半数の決議を経て、行うものとする。

附則

(施行期日)

第27条 この規程は、令和6年10月1日から施行する。